

## 消費者安全情報総括官制度について

平成 24 年 9 月 28 日	関係府省局長申合せ
平成 25 年 5 月 15 日	一部改正
平成 27 年 10 月 1 日	一部改正
平成 31 年 2 月 7 日	最終改正

### 1. 目的

消費者の消費生活における生命又は身体についての被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係府省は、本申合せのとおり消費者安全情報総括官を置き、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）を踏まえ、食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等によって消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等（以下「情報」という。）の集約、共有を図るとともに、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 24 年 9 月 28 日関係閣僚申合せ）に基づく緊急事態等の即応体制の強化を政府一体となって推進する。

また、本申合せにおいて、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」と合わせて、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）第 4 の 4 に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定める。

### 2. 定義

- （1）本申合せにおいて、「重要事案」とは、食品等の摂取、並びに製品の使用、施設及び役務の利用等を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案及び、消費者被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するために特に対応を要する事案とする。
- （2）本申合せにおいて、「緊急事態等」とは、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」の定義に従う。

### 3. 消費者安全情報総括官

情報の集約、共有及び緊急事態等の即応体制の強化を推進するため、以下のとおり消費者庁及び関係府省において消費者安全情報総括官を選定する。なお、必要に応じ関係府省担当官を追加する。

- （1）消費者庁次長
- （2）内閣府食品安全委員会事務局長
- （3）警察庁刑事局長
- （4）総務省地域力創造審議官

- (5) 消防庁次長
- (6) 文部科学省大臣官房総括審議官
- (7) 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
- (8) 農林水産省消費・安全局長
- (9) 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
- (10) 国土交通省総合政策局長
- (11) 環境省水・大気環境局長

#### 4. 消費者安全情報総括官制度における業務等

##### (1) 情報の収集・共有・提供等

- ① 各府省の消費者安全情報総括官は、それぞれの府省内において得られる全ての情報の収集を行うとともに、それぞれの府省内で情報共有を図る。
- ② 消費者安全情報総括官は、随時当該府省内の情報収集システムの点検・評価を行い、所要の措置を講ずる。
- ③ 消費者庁及び関係府省は、地方公共団体、関係機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）から直接に、又は報道若しくはインターネット等を通じて、広く国内外における情報を収集することとする。また、収集した情報については、整理及び分析を行い、その結果に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、当該重要事案に関わる消費者安全情報総括官を中心として、相互に情報の共有を図ることとする。
- ④ 本申合せにより、共有する情報については、消費者庁及び関係府省において消費者安全法第12条を踏まえた整理を行うこととする。
- ⑤ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、他府省及び関係機関等から、速やかに関連する情報を収集することとする。
- ⑥ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、被害の発生又は拡大を防止することが最優先であるという観点から、緊急事態等の発生及び政府の対応に係る情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。

なお、当該情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、消費者庁及び関係府省において相互間で十分に調整を図ることとする。

- ⑦ 消費者庁及び関係府省は、緊急事態等が発生した場合には、関係機関等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。
- ⑧ 消費者庁又は関係府省は、4（3）④の規定を踏まえ、緊急事態等以

外においても社会的影響が大きいと判断される場合には、適宜取りまとめ概要等を公表することとする。

## (2) 情報連絡体制の整備

- ① 消費者庁及び関係府省は、消費者安全情報総括官による連絡会議（以下「消費者安全情報総括官会議」という。）を適宜開催するなどにより、平時でも情報の共有等を図る。
- ② 緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、消費者庁及び関係府省は、担当者名簿を共有するなど、平時から、消費者安全情報総括官を中心として、情報の相互に緊密な交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、消費者庁及び関係府省の担当部署は、次に掲げるとおりとするが、必要に応じ追加できるものとする。

- 消費者庁消費者安全課
- 内閣府食品安全委員会事務局総務課
- 警察庁刑事局捜査第一課
- 総務省地域力創造グループ地域政策課
- 消防庁総務課
- 文部科学省大臣官房総務課
- 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室
- 農林水産省消費・安全局食品安全政策課
- 経済産業省産業保安グループ製品安全課
- 国土交通省総合政策局安心生活政策課
- 環境省水・大気環境局土壌環境課

- ③ 消費者安全情報総括官は、自らが東京及びその周辺地域を離れる場合などには代理で対応できるようあらかじめ調整しておくなど、平時からいかなる時にも対応が可能な体制を整備しておくこととする。

## (3) 緊急事態等に係る情報の認知及び対応

- ① 各府省の消費者安全情報総括官は、重要事案に係る情報を認知した場合には、消費者庁次長に速やかに通報する。
- ② 消費者安全情報総括官である消費者庁次長は、自ら重要事案に係る情報を認知し、又は①の通報を受けた場合であって、緊急の対応が必要になり得ると判断される場合には、関係府省の消費者安全情報総括官に当該情報を伝達する。

- ③ 消費者庁次長は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、必要に応じ、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 11 条の 2 の規定により置かれた特命担当大臣（以下「内閣府特命担当大臣（消費者）」という。）へ迅速に報告を行い、内閣府特命担当大臣（消費者）が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官へ迅速に報告を行うこととする。
- ④ 内閣府特命担当大臣（消費者）は、報告を受けた事案が緊急事態等に相当するおそれがある又は緊急事態等以外においても社会的影響が大きいと判断する場合には、消費者庁次長に対して、当該事案にかかる迅速かつ適切な情報の収集、整理・分析、共有を行うための体制を整えるよう指示する。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣（消費者）は、報告を受けた事案が緊急事態等に当たると判断する場合には、当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官を招集のうえ、消費者安全情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。
- ただし、消費者安全情報総括官は、②の規定により消費者庁次長へ報告する重要事案について、緊急事態等における対応が必要であると考えられる場合には、その旨を消費者庁次長に伝え、消費者安全情報総括官会議の開催を求めることができる。この場合、当該消費者安全情報総括官は、他の当該緊急事態等に関わる府省の消費者安全情報総括官にも迅速な第一報の通報を行うこととする。
- ⑥ 上記招集にあたり、各府省の消費者安全情報総括官は、必要に応じ担当部局の担当官を追加できる。また、必要に応じ関係府省担当官の協力を得る。
- ⑦ 消費者庁及び関係府省は、消費者安全情報総括官を中心として、それぞれが個々に定める緊急事態等の対応に関するマニュアル等に基づき、迅速かつ適切に緊急事態等の対応を行うこととする。

（４）前各項に規定する具体的内容については、消費者安全情報総括官会議において定める。ただし、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）に基づく対応が適当な場合には、それらに従って対応する。

## 5. 緊急事態等への対応後の体制

### （１）体制の継続

消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、政府一体となった緊急事態等の対応が必要な事態が継続している場合、引き

続き府省庁間での緊密な連携・協力を図る体制をとる（「警戒体制」という。）。

消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、緊急事態等の対応が概ね終了し、被害拡大は見込まれないものの、同種・類似事案の発生の可能性が解消されていない場合、必要な連絡体制をとる（「注意体制」という。）。

（２）体制の解除（平常体制）

消費者庁及び関係府省は、内閣府特命担当大臣（消費者）の判断のもと、緊急事態等の対応の実施、事業者による自主的取組等によって、当該事案に関する消費者安全の確保が図られていると判断される場合、連携、連絡等に係る体制を解除する。

また、その後、消費者庁及び関係府省は、同種・類似事案の発生防止の観点から、緊急事態等の対応を講じた事案に関する原因究明、改善措置等に係る情報の共有を図る。

6. 事後検証及び申合せの改定

（１）消費者庁及び関係府省は、本申合せに基づき行った緊急事態等の対応について、事後に検証を行うこととする。

（２）事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本申合せを改定することとする。

7. その他

（１）消費者安全情報総括官会議の下に課長クラスよりなる消費者安全情報総括官会議幹事会を置く。

（２）消費者安全情報総括官会議の事務局は、消費者庁消費者安全課が担当する。

（３）本申合せは、平成24年9月28日に効力を生ずる。また、「消費者安全情報総括官について」及び「消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱」は、同日をもって廃止する。